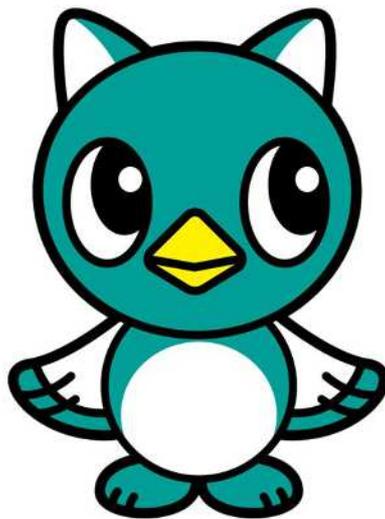


令和7年4月1日改定

住居確保給付金 (転居費用補助)のしおり

世帯収入が減少して住居を喪失又はそのおそれ
のある方へ

～住居確保給付金(転居費用補助)のご案内～



八千代市キャラクター「やっち」

目 次

- ① 住居確保給付金（転居費用補助）とは・・・・・・・・・・ P. 1
- ② 支給要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2
- ③ 生活費等が必要な場合・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 4
- ④ 必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 5
- ⑤ 支給決定までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 6～ P. 9
- ⑥ 再支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 10
- ⑦ その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 10
- ⑧ 相談・申請窓口・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 10

① 住居確保給付金（転居費用補助）とは

世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として転居費用相当分を支給することにより、家計の改善に向けた支援を行います。なお、支給にあたっては、事前に、「生活・仕事・自立相談窓口しえん（自立相談支援機関）」にて家計改善支援事業をご利用いただき、「家計を改善するためには転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難である」と認められる必要があります。

- 対象経費
転居費用相当分としての支給対象・対象外は次の表のとおり。

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
<ul style="list-style-type: none"> ・転居先への家財の運搬費用 ・転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料） ・ハウスクリーニングなどの現状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む） ・鍵交換費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷金（※） ・契約時に払う家賃（前家賃） ・家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費

※ 敷金については、申請者本人に返還される可能性があるため対象外。

- 支給額：下記の表を上限とし、支給対象となる転居費用の実費分（管理費、共益費等を除く。）を支給。
- 支給上限額：転居先の住居が所在する市町村の住宅扶助基準に基づく額の3倍が上限になります。

世帯人数	上限額
1人	123,000円
2人	147,000円
3人～5人	159,000円
6人	171,000円

・支給方法

- ① 転居先の住宅に係る初期費用…不動産業者等へ代理受領（※）。
- ② ①以外の費用…各業者等へ代理受領または受給者の口座へ支給。

※ 支払いについて、クレジットカードを使用する方法に限定している等の場合は、直接給付とすることもできます。
ただし、受給者の口座へ直接給付の場合、実際に転居費用等で支払った額が確認できる書類（領収書等）の提出が必要になります。

※ 支給額の内訳に初期費用と引越費用の両方が含まれ、合計額が支給額の上限を超える場合は、代理受領で支給する初期費用の支給を優先します。

② 支給要件

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者もしくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（以下「世帯収入額」という。）が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。
 - ② 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。
 - ③ 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。
- ※ 収入減少時には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時においては主たる生計維持者となっている場合も対象とする。
- ④ 申請日の属する月における世帯収入額が、次の表の収入基準額以下であること（収入には、就労等収入の他、失業等給付、公的年金、親族等からの継続的な仕送り等が含まれる）。

【収入基準額表】

世帯人数	基準額		収入基準額
1人	81,000円		122,000円
2人	123,000円	+ 家賃額 (ただし 単身世帯 41,000円 2人世帯 49,000円 3~5人世帯 53,000円 6人世帯 57,000円 が上限)	172,000円
3人	157,000円		210,000円
4人	194,000円		247,000円
5人	232,000円		285,000円
6人	269,000円		326,000円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、次の表の金額以下であること。

世帯人数	金融資産
1人	486,000円
2人	738,000円
3人	942,000円
4人以上	1,000,000円

- ⑥ 家計改善支援事業（注）における家計に関する相談支援において、家計の改善のために次の(1)又は(2)のいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。

- (1) 転居先の住宅の一月当たりの家賃の額が転居前の家賃より減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。

※ 申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居先の住宅の一月当たりの家賃が減少する場合を含む。

- (2) 転居先の住宅の一月当たりの家賃の額が転居前の家賃より増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

※ 申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が増加する場合を含む。

- ⑦ 自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

③ 生活費等が必要な場合

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金（転居費用補助）を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「臨時特例つなぎ資金貸付」（以下「つなぎ資金貸付」）を活用することができます。（※ただし、社会福祉協議会の審査があります。）

◆臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内） ※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

また、住宅を喪失している方であって、入居予定住宅の賃貸借契約に当たって、敷金等の初期費用（住居確保給付金（転居費用補助）では支給対象外となるもの）を用意することが困難な方は、社会福祉協議会の「総合支援資金貸付（住宅入居費）」を活用することができます。（※ただし、社会福祉協議会の審査があります。）

◆総合支援資金貸付

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付です。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/月15万円以内）
原則3か月とし、最長12か月
- 3) 一時生活再建費：60万円以内

※その他貸付利子等の詳細につきましては社会福祉協議会へお問い合わせください。

④ 必要書類

- ① 「（様式1-1）住居確保給付金支給申請書（転居費用補助）」
【相談窓口で配布します。ホームページでもダウンロード可能です。】
- ② 「（様式1-2A）住居確保給付金申請時確認書（転居費用補助）」
【①と一緒に相談窓口で配布します。ホームページでもダウンロード可能です。】
- ③ 本人確認書類の写し【顔写真付きの書類が無い場合は、2点以上の書類提出が必要です】
 - 運転免許証、住民基本台帳カード、個人番号カード（マイナンバーカード）、パスポート（一般旅券）、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本、在留カード等
- ④ 収入減少関係書類
⇒世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し
 - 給与明細書、賃金明細書、預金通帳等※収入減少前と減少後が把握できるページ
- ⑤ 離職等関係書類
⇒世帯収入額が著しく減少する直前に、申請者と同一の世帯に属する者が死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し
 - 離職票、廃業届、受給を終えた雇用保険受給資格者証、「（参考様式5）退職証明書」、休業・休職した事実を証明できる書類等
 - 上記書類を用意できないやむを得ない事情がある場合は、「（参考様式5-1B）離職状況等に関する申立書（転居費用補助）」にご事情を詳しく記載しご提出ください。
 - 収入の著しい減少の発端となった事象（離婚、配偶者の死亡等）について、当該事象の事実を客観的に証明できる書類
- ⑥ 収入関係書類
⇒申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し
 - 給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険受給資格証明書（雇用保険の失業給付を受けている場合）、公的給付金証明又はその振込通知書（年金等の公的給付を受けている場合）、等

⑦ 金融資産関係書類

⇒申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の、申請日における金融資産関係書類の写し

- ・ 預貯金通帳等、債券・株式・投資信託の金額が確認できる書類（保有している場合）、等

⑧ 「（様式10）住居確保給付金要転居証明書」

⇒家計改善支援事業において、家計を改善するために転居が必要と認められた申請者に対し、家計改善支援事業実施者から、交付されるもの

⑨ （持家の場合のみ）居住維持費用関係書類

⇒申請者が持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類の写し

⑤ 支給決定までの流れ

1 住居確保給付金要転居証明書の取得

- ・ 相談窓口において、「相談申込・受付票」及び「プラン兼事業等利用申込書」を記入し、家計改善支援事業の支援を受けます。
 - ・ 家計改善支援事業において、提出書類をもとに収支状況等から、転居の必要性やその費用の捻出が困難であるかを判断します。
 - ・ 家計改善支援事業において、転居が必要であると認められた場合には、「（様式10）住居確保給付金要転居証明書」が交付されます。
- ※ 家計改善支援事業を利用されても、必ず証明書が交付されるものではありません。
- ※ 転居の必要性を判断するために、家計の収支に関する各種資料を提出していただきます。

2 住居確保給付金（転居費用補助）の支給申請

- ・ 必要書類（「4. 必要書類」参照）を相談した相談窓口（注）に提出します。
- ※ 申請書が提出されても、必ず支給決定になるものではありません。

注1) 申請者が住居喪失者の場合…原則として、「住居を喪失する直前の居住地」の相談窓口。ただし、直前の居住地が不明、又は遠方である等で直前の居住地の相談窓口への申請が難しい場合は、「現所在地」の相談窓口。

注2) 申請者が住居喪失の恐れのある者の場合…「現居住地」の相談窓口。

・申請書を提出した方には、次の用紙をお渡しします。

① 「（様式1-1）住居確保給付金支給申請書（転居費用補助）」の写し
⇒不動産業者等提示用

② 「（様式2-2）入居予定住宅に関する状況通知書（転居費用補助）」
⇒不動産業者等記載用

・住宅を喪失している方であって、住居確保給付金（転居費用補助）の支給開始までの生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「（様式1-1）住居確保給付金支給申請書（転居費用補助）」の写しを提示し、つなぎ資金貸付の借入れ申込みを行うことができます。（「3.生活費等が必要な場合」参照）

3 入居予定住宅の確保

・家計改善支援事業において示された家賃額をおおよその目安として、不動産業者等に「（様式1-1）住居確保給付金支給申請書（転居費用補助）」の写しを提示して賃貸住宅を探し、住居確保給付金（転居費用補助）支給決定等を条件に、入居可能な賃貸住宅を確保してください。

※ 確保しようとする住居が、家計改善支援事業において示された家賃額を超える場合は、「生活・仕事・自立相談窓口しえん」にご連絡ください。

・敷金等の本給付金の対象外となる初期費用等について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合は、その旨不動産業者等に伝えてください。

・入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「（様式2-2）入居予定住宅に関する状況通知書（転居費用補助）」への記載及び交付を受けます。

4 住居確保給付金（転居費用補助）の確認書類の提出

「（様式2-2）入居予定住宅に関する状況通知書（転居費用補助）」（不動産業者等記入済み）を、「生活・仕事・自立相談窓口しえん」に提出してください。

※ 初期費用の他に、転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）が見込まれる場合は、必要に応じて、その額及び内訳が確認できる書類（各種見積書等）を提出してください。

※ 支給の審査及び決定は、上記の「（様式2-2）入居予定住宅に関する状況通知書（転居費用補助）」（不動産業者等が記入済み）を含む、審査に必要な書類が不備のない状態で全てそろってからになります。

※ 審査に必要な書類が全てそろってから支給まで1か月程度要します。初期費用等の支払期限や賃貸借契約日等について、予め不動産業者等と調整をお願いします。

5 住居確保給付金（転居費用補助）の審査

- 4の書類を提出し、必要な書類が全て提出された段階で、住居確保給付金（転居費用補助）の審査を行います。
- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合、以下の書類が交付されます。

① 「（様式7-2）住居確保給付金支給決定通知書（転居費用補助）」
⇒大切に保管してください。

② 「（様式5）住居確保報告書」の用紙

⇒確保していた賃貸住宅に入居しましたら、速やかに提出してください。

※ 必要に応じて③「（様式3-2）住居確保給付金支給対象者証明書（転居費用補助）」を交付します。

- 受給資格なしと判断された場合、「（様式4）住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に「（様式4）住居確保給付金不支給通知書」を提示して、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

6 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- 住居確保給付金（転居費用補助）では対象外となる敷金等の初期費用を用意することが困難な方や、生活費にお困りの方は、社会福祉協議会に次の書類を提示して、総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の借入れ申込みを行うことができます。（「3. 生活費等が必要な場合」、参照。下記以外の必要書類は、社会福祉協議会にご確認ください。）

敷金等の初期費用の捻出が困難な方

- ① 「（様式2-2）入居予定住宅に関する状況通知書（転居費用補助）」の写し
- ② 「（様式3-2）住居確保給付金支給対象者証明書（転居費用補助）」の写し

生活費にお困りの方

- ① 「（様式3-2）住居確保給付金支給対象者証明書（転居費用補助）」の写し

7 住居確保給付金（転居費用補助）の支給開始（受給資格ありの場合）

- 申請書に記載の転居費用相当分を支給します。

《総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方》

- 「（様式2-2）入居予定住宅に関する状況通知書（転居費用補助）」の交付を受けた不動産業者に対して、住宅入居費の「借入申込書」の写しを提示する必要があります。
- 賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。
- 契約締結後、賃貸借契約書の写しを社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金(住宅入居費)が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。
- 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。

8 住宅入居後

- 住宅入居後7日以内に、次の書類を「生活・仕事・自立相談窓口しえん」に提出してください。
 - ① 「（様式5）住居確保報告書」
 - ② 「賃貸借契約書」の写し
 - ③ 新住所における「住民票」の写し
 - ④ 転居費用や初期費用として実際に支払った額を確認できるもの（領収書等）
- ※ ④は、転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）の見積書を提出した方や、初期費用を申請者本人の口座で受給した方のみ
- 上記④について、実際に支払った額が支給額を上回っていた場合、支給上限額の範囲内かつ支給対象の経費（P1 参照）であれば、差額についての追加支給の申請ができます。
⇒ 「（様式1-4）住居確保給付金変更支給申請書（転居費用補助）」を「生活・仕事・自立相談窓口しえん」に提出してください。

※ 申請書が提出されても、必ず決定になるものではありません。

※ 実際に支払った額が支給額を下回っていた場合は、差額を返還してください。

9 転居先での住居確保給付金（家賃補助）の支給申請について

- ・ 転居先の住宅の家賃について、住居確保給付金（家賃補助）の支給を希望する場合は、転居先の自治体の自立相談支援機関で手続きをしてください。

⑥ 再支給

住居確保給付金（転居費用補助）の支給後に、受給者と同一の世帯に属する者の死亡、又は受給者若しくは受給者と同一の世帯に属する者の離職、休業等（本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く）により世帯収入が著しく減少し、かつ受給した月の翌月から起算して1年を経過している場合、「2. 支給要件」に該当する者は、P1の支給額のとおり、再支給することができます。

※ 「支給後」とは、過去に複数回の支給決定を受けている場合は、直前の支給後です。

⑦ その他

- ・ 住居確保給付金（転居費用補助）の支給後に虚偽の申請等不適正支給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について徴収します。
- ・ 住居確保給付金（転居費用補助）の支給に関して必要な範囲で、資産又は収入の状況につき、官公署、銀行、事業主等に対して、資料の提供や報告を求めることがあります。また、居住する賃貸住宅の家主等に入居状況について報告を求めることがあります。

お問い合わせ先

「生活・仕事・自立相談窓口 しえん」

場所：八千代市八千代台西一丁目1番地3 ソシアルビル 3階

相談時間：午前8時30分から午後5時まで（平日）

TEL：047-456-8141

